information
各種情報

平成29年度入校前適性相談の実施について

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者（応募希望者）の入校前適性相談を実施します。
詳しくは下記までお問い合わせください。

◆実施期間　平成28年６月１日～
平成29年３月10日まで

◎問い合わせ先
〒073－0115　砂川市焼山60番地
国立北海道障害者職業能力開発校
☎　0125－52－2774
Ｆａｘ0125－52－9177

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。

事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く方
掛金：日額310円

平成28年４月１日から建退共の制度が一部変更になりました

①退職金の予定運用利回りが2.7％から3.0％に変更されました。
②退職金の不支給期間が掛金納付月数12月未満に緩和されました。（遺族請求は従前どおり12月未満で変更ありません。）
③被共済者による移動通算の申出期間が３年以内にまで延長されました。
④移動通算できる退職金額の上限が撤廃されました。

★建退共から事業主の皆様へのお願い
- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

建退共のホームページに、制度説明用動画、Ｑ＆Ａなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。
ぜひ、アクセスしてご覧ください！

◎問い合わせ先
建設共北海道支部　☎011－261－6186

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約86万件の下記のような未返還の保管証券類をお返ししています。

返還のご請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。「もしかしたら家にも…」とお気付きの方は、お気軽に最寄りの税関までお問い合わせください。

①終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。
②帰国前に樺太（真岡・大泊・豊栄・留多加など）、満州（瀋陽・吉林・撫順・鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

【保管証券類とは…】

税関が保管している通貨・証券類とは、日本銀行券（新・旧）、旧日本軍軍票、預貯金証書、国債証書などをいいます。上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』と外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

◎問い合わせ先
函館税関監視部統括監視官部門 ☎0138－40－4244
札幌税関支署留萌出張所　☎42－0467

協会けんぽ出張相談窓口を閉鎖いたします

このたび、郵送によるお申込みの増加や、来訪者の減少などから検討いたしました結果、留萌年金事務所内の協会けんぽ出張相談窓口は、平成28年９月30日をもって閉鎖いたします。**（年金事務所の閉鎖ではございません）**

協会けんぽではすべての申請書は郵送で手続きができます。（申請書は、お電話による送付依頼、または協会けんぽのホームページからの印刷が可能です。）

ご質問・ご相談はお電話で承ります。ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

◎問い合わせ先
全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部
☎011－726－0352（代表）